

広報誌  
1月号掲載  
(令和5年度)

クーリング・オフ、知っていますか？



クーリング・オフとは、契約の申し込みや締結した場合でも、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や、解除ができる制度です。訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な特定の販売方法に対して、この制度が設けられています。

### 対象が拡大されました！

TVや新聞広告を見て電話で申し込みをする通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。しかし、令和5年6月から、通信販売で申し込みをした際に、広告にない商品を電話で不意打ち的に勧誘された場合は、電話勧誘販売となり、クーリング・オフの対象になりました。

### ポイント

- ◇クーリング・オフは、ハガキなど書面や電子メールなどで**契約解除通知**を行います。契約書面に具体的な通知方法が記載されている場合は、記載されている方法で通知しましょう。
- ◇書面で通知する場合は、通知書は両面ともコピーをとって**簡易書留**で郵送しましょう。消印の日付が期間内であれば、事業者が届くのが期間後になっても有効です。電子メールによる場合、通知した記録をスクリーンショットなどで保存しておきましょう。
- ◇契約書面を受け取って**8日以内に通知**を出しましょう。連鎖販売取引(マルチ商法)など期間が異なる形態もありますので、注意しましょう。
- ◇契約解除通知書には、契約を特定するために必要な情報や、通知書を発送した日を記載します。
- ◇クレジット契約をした場合は、**信販会社**にも通知しましょう。

